

千葉県認定鳥獣捕獲等事業者審査基準

(趣旨)

第1条 この審査基準は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第18条の2に規定する鳥獣捕獲等事業者を認定するために必要な審査基準を定めることを目的とする。

(認定に関する基準)

第2条 法第18条の2に規定する認定を受けようとする者は、法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）及び夜間銃猟をする際の安全確保に関する技能の要件（平成27年環境省告示第86号。以下「告示」という。）その他法令の定める基準を遵守すること。

(法人)

第3条 法第18条の2で定める法人とは、法人格をもたない団体等や法人の支社、支部の組織ではないこと。

(申請先)

第4条 省令第19条の2第1項で定める鳥獣の捕獲等事業としてする鳥獣の捕獲等を実施する主たる地域は、認定を受けようとする者が鳥獣捕獲等事業の実施又は今後実施する見込みのある地域とし、当該地域が千葉県内にあるときは法第18条の3第1項に規定する申請書は千葉県知事に提出するものとする。

(安全管理規程)

第5条 省令第19条の4第1項第1号イで定める鳥獣捕獲等事業の実施時の連絡体制図（緊急時の連絡方法を含む。）には、次の各号に掲げる事項が記載されていること。

- 一 発注者、法人の代表者、事業管理責任者、現場監督者、捕獲従事者、その他の事業従事者の個々の役割や指揮命令系統、連絡体制
- 二 緊急時における病院、警察署、消防署等との連絡方法
- 三 土日、休日、夜間の連絡方法

第6条 省令第19条の4第1項第1号ロで定める鳥獣捕獲等事業を実施する際の安全の確保のための配慮事項（省令第19条の4第1項第6号に定める知識を有する捕獲従事者の配置に関する事項を含む。）には、次の各号に掲げる事項が記載されていること。

- 一 救急救命の知識を有する事業従事者を1名以上捕獲等の現場に配置する体制
- 二 救急用具の携行及び傷病者への対応体制
- 三 業務ごとに必要な救急用具の装備及び点検に関する計画
- 四 安全確保に配慮した作業手順の考え方
- 五 安全管理のために必要な基本的な装備

第7条 省令第19条の4第1項第1号ハで定める猟具の定期的な点検計画及び安全な取扱いに関する事項には、次の各号に掲げる事項が記載されていること。

- 一 銃の定期的な点検計画
- 二 網・わなの定期的な点検計画
- 三 捕獲従事者が遵守すべき銃の取扱い
- 四 捕獲従事者が遵守すべき網・わなの取扱い

第8条 省令第19条の4第1項第1号ニで定める銃器を使用する場合において必要な事項には、次の各号に掲げる事項が記載されていること。

- 一 射撃場における射撃練習の頻度及び内容
- 二 捕獲従事者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の2第4項第1号に定める事業に対する被害を防止するため、獣類の捕獲を必要とする者としてライフルを所持する場合は、ライフル銃の保管及び使用に関する取決め

第9条 省令第19条の4第1項第1号ホで定める事業従事者の心身の健康状態の把握に関する事項（視力、聴力及び運動能力の把握に関する事項を含む。）には、次の各号に掲げる事項が記載されていること。

- 一 健康診断等により定期的に事業従事者の心身の健康状態を把握する頻度及び方法
- 二 経験年数が浅い事業従事者、高齢の事業従事者に対する心身の健康状態を把握する体制
- 三 狩猟に必要な適性（視力・聴力・運動能力）を有することの確認の方法や内容

第10条 省令第19条の4第1項第2号で定める事業管理責任者の業務が、省令第19条の4第1項第1号に規定する安全管理規程（以下「安全管理規程」という。）に記載されていること。

（安全管理講習）

第11条 省令第19条の4第1項第5号で定める安全管理講習を修了したと認めるためには、次の要件を満たすこと。

- 一 認定申請日前3年以内に受講していること。
- 二 当該講習が環境省が作成した認定鳥獣捕獲等事業者講習実施要領に従って実施された講習であること。
- 三 当該講習を修了した者と同等の知識を有する者とは、大学等で講座を受講し資格等を取得した者や認証制度を活用して認証等を受けた者等とする。

(救急救命に関する知識)

第12条 省令第19条の4第1項第6号で定める救急救命に関する知識を有すると認めるためには、次の各号の要件を満たすこと。

- 一 消防機関、日本赤十字社等が主催する救急救命講習を修了していること。
- 二 救急救命講習の修了証の写し等の書類は、認定申請日時点において有効なものとし、再受講の時期の目安が示されている講習等の場合においては、再受講していること。

(夜間銃猟安全管理規程)

第13条 省令第19条の5第1項第1号イで定める事項には、夜間銃猟をする者が、適当な水準の視力を有すること及び暗所における視力低下に伴い夜間銃猟に著しい支障をきたすような病気等ではないことを健康診断等により定期的に確認する頻度及び方法が記載されていること。

第14条 省令第19条の5第1項第1号ロで定める夜間銃猟をする際の連絡体制図(緊急時の連絡方法を含む。)は、第5条に定める連絡体制図に記載した各事項が、夜間銃猟をする際に対応したものであること。

第15条 省令第19条の5第1項第1号ハで定める夜間銃猟をする際の安全の確保のための配慮事項(省令第19条の4第1項第6号に定める知識を有する捕獲従事者の配置に関する事項及び夜間銃猟をする際の銃器の使用に関する事項を含む。)には、次の各号に掲げる事項が記載されていること。

- 一 夜間銃猟をする際の人員配置に関する考え方、現場に救急救命に関する知識を有する事業従事者を配置する方針
- 二 昼間に下見を行うなどの安全確認等の実施や夜間銃猟時に使用する道具の準備、夜間銃猟時に捕獲従事者が遵守すべき銃の取扱い及び捕獲を行う体制等、夜間銃猟における安全を確保するための具体的な取決め

第16条 省令第19条の5第1項第1号ニで定める夜間銃猟をする際の住民への事前の周知方法、実施区域周辺における案内、誘導等の方法には、夜間銃猟をする際の

住民への事前周知及び実施区域周辺における立入制限等の案内・誘導等に関する基本的な考え方及び手法が記載されていること。

第 17 条 告示 1 で定めるこれと同等の技能を有するとは、射撃に関する関係団体からの推薦によって射撃の技能を証明する場合にあっては、過去 1 年以内に参加した射撃に関する大会において告示で定める要件と同等の技能を有する成績であること。

(夜間銃猟安全管理講習)

第 18 条 省令第 19 条の 5 第 1 項第 3 号で定める夜間銃猟安全管理講習を修了したと認めるためには、次の要件を満たすこと。

- 一 認定申請日前 3 年以内に受講していること。
- 二 当該講習が環境省が作成した認定鳥獣捕獲等事業者講習実施要領に従って実施された講習であること。

(技能知識講習)

第 19 条 省令第 19 条の 6 で定める技能知識講習を修了したと認めるためには、次の要件を満たすこと。

- 一 認定申請日前 3 年以内に受講していること
- 二 当該講習が環境省が作成した認定鳥獣捕獲等事業者講習実施要領に従って実施されたものであること
- 三 当該講習を修了した者と同等の知識を有する者とは、大学等で講座を受講し資格を取得した者や認証制度を活用して認証を受けた者等とする。

第 20 条 省令第 19 条の 7 第 1 項第 2 号及び第 4 号で定める内容が、安全管理規程で事業管理責任者の責務として記載されていること。

(鳥獣捕獲等事業の実績)

第 21 条 省令第 19 条の 8 第 1 項第 1 号で定める鳥獣捕獲等事業の実績は、捕獲従事者が個人として行った捕獲等の実績は法人の実績としては認められないこと（この場合において、捕獲事業に従事した捕獲従事者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則第 18 条の 2 に規定する別記第 7 号様式の 2 で定める認定申請書別紙の捕獲従事者の名簿に記載されていること）。なお、次の各号に掲げる事例も捕獲実績とする。

- 一 申請者の下部組織等が受託した鳥獣捕獲等事業が、申請者が組織的に実施したものである場合
- 二 申請者が鳥獣捕獲等事業に対し相当数の人数を派遣又は推薦し、それらの者の中

の指揮命令のもと共同で捕獲等をした実績を有する等、実質的に申請者が組織的に実施したと認められる場合

三 新規に設立した法人が、実質的に以前の団体の後継かつ同等の組織として認められる場合

四 新規に設立した法人の構成員の相当数が鳥獣捕獲等事業の構成員となり、指揮命令のもと共同で捕獲等をした実績を有する場合

附則

この審査基準は、平成２７年９月２８日から施行する。